

No.	該当理由	添付書類（コピー可）
	(前ページより)	④年金収入（遺族・老齢・障害年金等）がある場合はその額のわかる書類（年金額改定通知書・年金振込通知書・公的年金等の源泉徴収票）
2	申請者（保護者）本人または同居の親族が所有しかつ居住する住宅が、震災により次の被害を受けたことが原因で居住し続けることができなくなり、転居した方（被災した自宅を修繕し転居先から戻った方や、新築又は購入により自宅を取得した方は、非該当となります）。 ア全壊 イ半壊 ウ流失 エ床上浸水	(1)り災証明書（写し可） (2)り災した家屋が申請者（保護者）本人または同居の親族が所有する家屋であることを証する書類（固定資産税納税通知書の写し等） (3)平成23年3月11日時点で、援助対象児童生徒、申請者（保護者）及びり災した家屋の所有者が、当該家屋の存する住所に居住していたことを証する書類（世帯全員の住民票（除票）等）※平成23年3月11日時点で出生していない児童生徒については、本人分の書類不要。 (4)援助対象となる児童生徒及び申請者（保護者）が転居したことを証する書類（転居先住居の賃貸借契約書の写し等）
3	申請者（保護者）本人または同居の親族が所有する住宅に居住していたが原発事故により避難してきた方で、次のいずれかに該当する方（仙台市内に新築又は購入により自宅を取得した方は非該当となります）。 ア 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していた方 イ 緊急時避難準備区域又は屋内退避指示が出た区域に居住しており、市町村の判断により避難した方	(1)被災証明書（写し可） (2)原発事故発生時に居住していた家屋の所有権を証する書類（当該家屋の存する市町村が発行する固定資産税課税台帳登録事項証明書等） (3)援助対象となる児童生徒、申請者（保護者）及び原発事故発生時に居住していた家屋の所有者の原発事故発生時の住所を証する書類（世帯全員の住民票（除票）等）※平成23年3月11日時点で出生していない児童生徒については、本人分の書類不要。 (4)援助対象となる児童生徒及び申請者（保護者）の現在の住所を証する書類（世帯全員の住民票、現在の住居の賃貸借契約書の写し等）

② ご入学後の就学援助制度について

1. 平成31年度の就学援助費の申請について

(1) 仙台市立小学校にご入学される方



小学校新入学児童の平成31年度就学援助の申請書類は、3月に新入学学用品費の認定結果と一緒に郵送します。申請先は、ご入学先の仙台市立小学校です。

制度の詳細や申請に必要な書類については、学校から配布される「平成31年度就学援助のお知らせ（新規）」及び「被災児童生徒就学援助（平成31年度）のお知らせ 新規」をご覧ください。

(2) 仙台市立以外（国立・県立・他市町村立）の小学校にご入学される方

小学校新入学児童の平成31年度就学援助の申請書類は、3月に新入学学用品費の認定結果と一緒に郵送します。申請先は、仙台市教育委員会学事課です。

※私立小学校にご入学される方は対象外です。

制度の詳細や申請に必要な書類については、学校から配布される「平成31年度就学援助のお知らせ（市立小・中学校以外）」をご覧ください。他市町村立小学校へご入学される方は、書類をお送りいたしますので、学事課奨学調整係までご連絡ください。

2. その他

平成31年度当初から認定を受けるためには、平成31年4月中に申請先に申請書が提出される必要があります。年度ごとに申請が必要になりますので、ご注意ください。

【担当】 仙台市教育委員会 学事課 奨学調整係 電話 022(214)8861

平成31年度小学校新1年生の保護者の皆様へ

①

就学援助制度のお知らせ

仙台市では、経済的理由などにより、就学にお困りの方に就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

① 新入学学用品費の入学前支給について



就学援助のうち、新入学に必要な新入学学用品費を小学校の入学前に支給します。内容をよく読んで、ご希望の方は、申請書類を期限までに提出してください。

※申請書等は、**市立小学校の就学時健康診断で、申請をご希望される方へお渡しします。**健康診断実施以後は、市立小学校へご連絡いただくか、仙台市HP（アドレスは1ページ目中段に記載）からダウンロードしてください。

申請期間 平成30年11月1日（木）～平成31年1月31日（木）

詳細は1ページ

② その他の就学援助について（①と別に申請が必要です）

平成31年4月の仙台市立小学校又は国・公立小学校入学後も引き続き就学援助の受給を希望される場合には、入学後も忘れずに申請してください。

申請期間 ご入学後

詳細は3ページ

※1ページ以降の申請対象者・該当理由等を確認のうえ、該当する場合にお申込みください。

仙台市教育委員会

① 新入学学用品費の入学前支給について

1. 新入学学用品費入学前支給（新小学校1年生）について

(1) 申請対象者

入学前年度において、右記4つの条件を満たす方	①平成31年2月1日時点で仙台市に住民票があり、3月31日までに市外へ転出し ない方 ②他市町村から就学援助の小学校新入学学用品費を受給していない方 ③就学援助の認定基準を満たしている方（次ページをご確認ください） ④入学前年度の3月時点で生活保護を受給されていない方
------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 支給金額ほか

一人当たり40,600円です。支給時期は3月です。

(3) 申請から支給までの流れ

申請対象者に該当しており援助を希望する方は、次によりお申込みください。

提出書類	就学援助費 新入学学用品費入学前支給申請書
添付書類	ア 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険などの官公署発行書類の写し） イ 申請書を記入した方の本人確認書類（申請者と記入された方が違う場合のみ） ウ 口座振替依頼書（工 通帳の写し の貼り付けが必要です） エ 通帳の写し（金融機関、口座番号、口座名義（カタカナ）等が確認できる部分） オ その他該当理由毎（2～3頁をご確認ください）に必要となる添付書類

振込口座 口座は、申請者（保護者）本人の個人名義の口座に限ります。

申請期間 **平成30年11月1日（木）～平成31年1月31日（木）** ※消印有効 ×切厳守

提出方法 下記提出先に原則として郵送で提出してください。 **（※学校では受付できません）**

郵送先 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目5番12号 仙台市教育局学事課あて

学事課窓口 仙台市青葉区上杉1丁目5-12 仙台市役所上杉分庁舎11階 仙台市教育局学事課

仙台市立学校の就学時健康診断時や各市立小学校の入学説明会の際に申請書・制度のお知らせ等をお渡しします。また、仙台市教育委員会 HP (<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/shinnyugaku.html>) から申請書ほかをダウンロードすることができます。

※児童扶養手当を受給されている方は、児童扶養手当受給の該当理由により申請願います。

※書類にマイナンバー（個人番号）が記載されている場合は、油性ペンで塗りつぶし、番号が見えないようにして提出願います。

平成30年11月～平成31年1月

① 仙台市教育局学事課あてに提出書類及び添付書類を郵送する

～平成31年2月28日

② 書類に不足があった場合、仙台市教育局学事課から追加書類提出のお願い文書を送付します。※申請書提出時期を問わず、平成31年2月28日（木）までに認定に必要な書類が学事課に提出されていない場合、認定・支給ができません。お早目にご申請ください。

平成31年3月

③ 認定要件に関する審査を行い、認定の場合は3月に新入学学用品費を口座に振込します

平成31年3月

④ 3月に認定結果及び平成31年度の就学援助の申請書類を郵送します

今回の新入学学用品費の申請をした場合でも、ご入学後の就学援助制度を希望する場合は、ご入学後の学校に別途申請していただく必要があります。3頁の「②ご入学後の就学援助制度について」をご覧ください。

認定した場合は、就学援助の支給に関する事務処理等のため、ご入学先の学校長へ通知します。

2. 就学援助を受けられる方 ※1年以内に持家等を取得されていない方

(1) 一般の方向け

No.	該当理由	添付書類（コピー可）
1	児童扶養手当を受給されている方	児童扶養手当証書（表紙と市長印が押されているページ）
2	申請された年度中に生活保護が停止・廃止になった方	生活保護停止・廃止決定通知書（停止・廃止理由によっては認定できない場合があります。）
3	18歳以上の世帯員全員（同一住所に居住する全員及び別居の単身赴任の方）の市民税が、地方税法第295条第1項（障害者・寡婦または寡夫）により非課税または減免されている方	平成30年度（平成29年分）市・県民税非課税証明書または減免通知書
4	20歳以上の世帯員全員（同一住所に居住する全員及び別居の単身赴任の方を含む）の国民年金掛金が全額免除されている方	平成30年度 国民年金保険料免除申請承認通知書または免除理由記載の納入通知書（社会保険事務所より通知）
5	国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている方 ※軽減は対象外	平成30年度 国民健康保険料減免承認決定通知書（各区役所・総合支所より通知）
6	低所得世帯を対象とする生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書または償還整理帳（社会福祉協議会より発行）
7	個人事業税・固定資産税が減免されている方※一部の減免項目は対象外（家屋新築による固定資産税等の減免など）	(1)平成30年度 個人事業税の減免通知書（県税事務所より通知） (2)平成30年度 固定資産税の減免理由記載の課税通知書（市役所より通知）
8	同一住所に居住する全員及び別居の単身赴任の方の年間総収入額または年間総所得額が下記の金額（基準額）以下となることが見込まれる方	(1)働いている方 ①平成29年分給与所得の源泉徴収票（勤務先で発行） ②平成29年分確定申告書（税務署または区役所の収受印が押印された確定申告書第一表・第二表部分の控え） ③給与明細書（直近3ヶ月分）及び賞与明細書 (2)退職した方・無職の方 ①退職所得の源泉徴収票 ②雇用保険受給資格者証（雇用保険受給者） ③平成30年度（平成29年分）市・県民税非課税証明書 ④年金収入（遺族・老齢・障害年金等）がある場合はその額のわかる書類（年金額改定通知書・年金振込通知書・公的年金等の源泉徴収票）

家族数	給与収入 (控除前の支払金額)	自営業所得 (所得金額)
2人	2,702,000円	1,710,000円
3人	3,342,000円	2,158,000円
4人	3,900,000円	2,580,000円
5人	4,340,000円	2,932,000円
6人	5,030,000円	3,482,400円
7人	5,455,000円	3,821,600円

(2) 被災者の方向け

No.	該当理由	添付書類（コピー可）
1	被災が原因で主たる生計維持者が次のアまたはイのいずれかに該当したことにより、申請者（保護者）及び援助対象となる児童生徒と生計を一にする世帯員全員の平成30年度における年間収入が、認定基準額（「(1)一般の方向け」の8の表に同じ）以下となることが見込まれる方 ア 事業主の場合 事業の本拠となる事務所、事業所または事業用資産等が、震災により全壊、半壊、流失または床上浸水の被害を受けた方 イ 給与所得者の場合 勤務先が震災で被害を受けたことにより解雇や給与の削減等の取扱いを受けた方	(1)働いている方 ①勤務先のり災証明書、または被災を原因として給与等を削減する旨の勤務先からの通知の写し ②平成29年分給与所得の源泉徴収票（勤務先で発行） ③平成29年分確定申告書（税務署または区役所の収受印が押印された確定申告書第一表・第二表部分の控え） ※被災による事業用資産の繰越損失の申告があるものに限り ④給与明細書（直近3ヶ月分）及び賞与明細書 (2)退職した方・無職の方 ①退職所得の源泉徴収票 ②雇用保険受給資格者証（雇用保険受給者） ※離職理由が「天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇」であることが必要 ③平成30年度（平成29年分）市・県民税非課税証明書